

1962年6月12日(第2日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時45分～午後4時20分)

2. 出席議員は次の通りである。

議席	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番	11番	12番	13番	14番	15番	16番	17番	18番	19番
	仲	村	春	佐	真	真	ゆ	中	山	勝	豊								
	安	里	正	喜	真	一	5	久	花	正	大								
	米	須	勝	場	剛	郎	8	知	城	清	六								
	須	津	助	仲	本	重	11	若	木	朝	徳								
	天	幸	勝	松	利	寛	14	山	木	信									
	久	盛	雄	当	大		17	次	富										
	嶺	盛	三	官	里	敏	行												

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と符合である。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである。

村	長	仲	村	春	勝	助	役	具	屋	真	徳	取	入	幸	仲	村	春	松	
総	務	課	長	松	川	正	義	財	政	課	長	当	山	善	喜	経	済	課	長
水	道	課	長	奥	屋	登	伊												

7. 本会議の書記は次の通りである。

書記長	松川 正義	書記	具屋 敏 伊佐 正義
-----	-------	----	------------

8. 議事日程は次の通りである。

- 日程第1 議案第21号 1962年度宜野湾村上水道特別会計才入才出追加更正予算について
- 日程第2 議案第20号 消防車購入契約を結ぶことについて
- 日程第3 議案第16号 宜野湾村職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第17号 宜野湾村議員への給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第18号 宜野湾村とちく場管理料徴収条例設定について
- 日程第6 議案第19号 宜野湾村手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第22号 宜野湾村上水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第23号 宜野湾村基本財産基金積立条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第24号 基本財産基金積立金の1般会計への繰入れについて

日程第10	陳情第2号	那覇市上水道受水に關連する措置方について
日程第11	陳情第3号	村教育委員会への補助金交付方陳情について
日程第12	陳情第4号	村婦人会への補助金交付方陳情について
日程第13	陳情第5号	村体協への補助金交付方陳情について
日程第14	陳情第6号	村青年会への補助金交付方陳情について
日程第15	陳情第7号	新城開放地道路及び佃ころ工事早期実施方について
日程第16	陳情第8号	真栄原簡易水道の補償方陳情について

議 長～出席議員は16名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しました。よつて只今より本日の会議を開きます。
(午前10時45分)

議 長～日程第1、議案第21号、1962年度宜野湾村上水道特別会計才入才出追加更正予算につきてを議題と致します。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

村 長～本案件は水道事業をするためには、どうしても必要でありますので提案してあります。尚詳しいことについては水道課長より説明させます

水道課長～才入合計が6,395\$の減になっておりますが、これのおもな点は1目の水道代で大きく11,272\$の減となつたのが原因であります。当初は16,749\$を組んでありましたが、7月8日の2回の整理期間で前年度の方で整理しましたので、よく年繰起し7,576\$となつておりますが、前年度の事業をやると云う事になつていますが、給水含めての方では今までの予算額での56,280\$を給水栓の増加によりまして4,652\$の増額と云う事になつております。才入の事業面では、機材の購入が減つたので才入面にも減となつております。才出の方でも6,395\$の減になつておりますが、これは2款の建設改良費で7,458\$の減になつておりますが、前年度で購入した機材をここで使用したのが原因である給水栓数が予定より200栓数余りもふえましたのでその面で今まで1日平均2.6人使用していましたが、給水施設費の賃金の方で825\$の増になつております。原材料では1,971\$の増になりまして7,567\$と云う事になつております。全面的に才入才出面で具体的に減となつておりますが、前年度で処理されたものがありまして、この中には才入才出面、給水工事栓数がふえて増になつております。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

8 番～才入減になつたのは、前年度よりの繰越して減になつたとの事ですが、11,272\$はどう云うものであるか。それから更正をして才入才出同じ数字が出ているが、どう云う訳か。

水道課長～11,272\$の減は特別会計の方で、7月8日に才入才出になつた実際の額を会計簿によつて、62年度で処理すると云う関係でこの金額を出してある。予算上は7,476.854\$を今年度に入れて、3,000\$余りは2ヶ月の整理期間で使用されている。

議 長～暫休憩致します。(午前11時04分)

議 長～再開致します。(午前11時36分)

17番～才入の営業収益の4,651\$と226\$は、これはたしか今度の定例議会

でも更正されたと願うが、その時はこれだけの見透しが出来なかつたのか。

水道課長～1目、2目が増になつていますが、当初は500件余りを給水栓と見て1,380件と見て~~1,380~~予算総額を見積つていたが、今度の更正が真志喜60栓と、700件以上の増になりまして1,638件分を上げたのが増となつている。700件以上を見ているがその90%を増収と見ている。

17番～449\$と云うのは60セント、これは1件当り60セントとあるが指定店にやつてもらふメーターの取付けの分か。

水道課長～これはI管代となつています。村からI管を出していますのでその実費である。

17番～指定店がやる場合どうなるか。

水道課長～村がその分をあげて指定店からもらう。

17番～これは条例にもあるか。

水道課長～条例の法では機材に関してはありません。実際村の財産が個人有になるのですから。

17番～才出の水道事業の中の1目231\$の増になつているが、節のどれに該当するか。

水道課長～231\$の増は増減がありますので、一応申し上げます。報償費が費用存置で減29\$、燃料費180\$～320\$増、食料費は50\$の減印刷製本費で120～250\$になり、通信運搬が35\$～50\$の増広告料が20\$～10\$の減手数料が674\$～680\$の増借料及損料が10\$～13\$の増、修繕費が180\$～260\$の増備品費が130\$～100\$の減、原材料費が50\$～30\$の減、負担金が9\$～27\$の増、補償金が53\$増となつている。これは今までなかつたが補償のためにもうけてあります。

17番～補償費とはどういうことか。

村長～工事する場合によその物件に被害をさせた場合の補償である。

17番～支出済みか。

水道課長～真栄原の配管工事のときにあつた1月31日軍道路の5号線とひ行場に行くナイキ道路に民政官に出した訳で道路の取付がなされていたので、水道公社にもお願いした。その道路は使用してはいけないと

の標示があるが1月6日会社よりナイキ道路の使用許可の連絡を受けた衣前は配管工事が全然出来なかつた。又畑を通らなければならなかつた。どうしても中学校に引く事が出来なかつたので松並木と畑の境界線を通つて、3けん位家敷がありますがその家敷内を通す相談が出来た。それで契約書を取りかわしたが、補償金を請求されたので、その支出した金額が53\$である。支出済みであります。

13番～営業収益のマララの23件について、マシー地区の場合赤字経営を聞くが施設も一諾に反りましては考えられますが赤字経営しても給水しなければならぬ理由。

水道課長～この面でマシーの方も700\$位の才入減になつていますが、それは赤字にはならない訳です。定額4\$85セントで件当り160\$位の収益がある。村は急ぐ会社へ支出するので又徴収はどうしても急ぐとは出来ないで利息の件は別に計算してないが。

13番～赤字にならなくとも、村の条例を適用すべきと思うが、契約された件数以外の場合メーターを付けて適用出来ないか。

水道課長～こういう場合、マシー以外のものに対しては、向こうから連絡がありますので出来る限りの適用したいと思ひます。

8番～更正の予算の附についてであります。不用額が生じて更正するか。執行能力があまつて更正するのか。

議 長～暫休憩致します。(午後零時)

議 長～再開致します。(午後零時20分)

17番～質疑打切りの動議を提出致します。

(賛成と呼ぶ)

議 長～只今17番より質疑打切りの動議が提出され所定の賛成者がありましたので動議は成立しております。お諮り致します。質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので本案に対する質疑を打切ることに致します

議 長～では本案に対する討論を求めます。

17番～原案に賛成致します。年度末に追加更正するという事は好しくないが更正予算が適当な処置であると思ひますので賛成します。

議 長～外にありませんか。なければ討論を打ち切りたいと思いますが御異議ございせんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定致します。

議 長～では議案第21号、1962年度宜野湾村上水道特別会計才入才出追加更正予算についてを表決に付します。原案に御異議ございせんか

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので議案第21号、1962年度宜野湾村上水道特別会計才入才出追加更正予算については原案通り可決決定致します。

議 長～暫休憩致します。(午後零時25分)

議 長～再開致します。(午後2時05分)

議 長～日程第2、議案第20号、消防車買入契約を結ぶことについてを議題と致します。一応書記長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

村 長～今度予算が半分つつ出来るので是非大型車を買う機^{すい}機もありませんので今度この提案者の理由にも示してある通り本議会で議決してもらいたいと提出してあります。

議 長～本案に対する質疑を願います。

13番～契約の相手の野原氏を選んだいきさつについて御説明願います。

総務課長～この件については、御承知の様に去つた議会で購入取得についても承認を得まして予算も計上しましたが、この車の購入については、消防強化促進法の法律が出来まして半額政府の助成によつて消防の強化して行くということからこれにもとづいて申請して行こうと云う事である。契約を結ぶについては、一応警察本部も立合をして載いてそれから業者から見積を出して載いて、3社ありますが、いずれの場合、8,400\$,日産の場合7,500\$,トヨタの場合7,000\$と価格の相違出て来ます。機能についてはいずれは1,000\$以上も差があるので良いと云うことはいえるんじゃないかと思ひ。又それだけの値打があれば出来るだけ努力して購入したいと考えて見ましたが、この3つの車を考えね見ますと、いずれがHP日産115HPとなつているが馬力数では大差はないと、トヨタといずれには大差はないと、日産は30馬力の差があるので勢能の点で困ると、それをどれにするかと云う場合、

一応警察本部の意向も参考にするといい、又政府の補助基準が72,300\$を相定していますので、トヨタか日産程度の価格という事で政府ではいすずについてはどうともいえないと、それじや馬力などでもトヨタが好ましい。もう一点は終戦直後、ガリオオア資金で購入した消防車が各村に配置されているが、これが日産でありますし、しかしその後のアフターサービスとして警察本部では、今の状態では困る。将来はどうなるかわからないが今の状態では困ると云うわけであり、トヨタの場合サービス面では心配はないと、その関係であります。那覇のハシゴ消防車がありますが、これもいすずとトヨタを比べた後、2つの中と云う事で那覇市もトヨタであり、その後購入したほとんどの消防車がトヨタとこの様な意味からトヨタを認めるが良いんじゃないか、その助言がありましたので今まで上げました総合を判断して、この方が良いと云うことでこれを購入したいと云うことになっていきます。

13番～購入する場合、今の人員で使用するのか、又新しく採用するのか。

村長～今の処隊員の中に運転出来るのがありますが、それでまに合せ様と思っております。

議長～暫休憩致します。(午後2時15分)

村長～再開致します。(午後2時25分)

19番～今消防車の補助額はいくらか、又財源の見透しはありますか。

総務課長～今の第1点の契約期限であります、今ちようど警察本部の公安部第1課の係の方が本土に出張されていますので本当はここが受けるのでここが出張して行くべきですが無理だということで警察の方が責任をもつてやられるとのこととあります。第2点の補助額であります、これは50%であります。財源の見透しといえますと前の予算で4,000\$計上して専決して載っています。

議長～大体質疑もつきた様であります、質疑を打切ることにより御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので左様決定致します。

議長～では討論を求めます。

19番～原案に賛成であります。市昇格にともなつても又消防庁舎も出来ることであるし、消防関係の強化という点からもこの案件は笑を得た好し

いものと考えます。特に政府からの補助もあるし、この期限内にどうしても購入してもらいたいと思い、原案に賛成であります。

議 長～外にありませんか。なければ討論を終結したいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定致します。

議 長～では議案第20号、消防車購入契約を結ぶことについてを表決に付しませす。原案にご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので議案第20号消防車購入契約を結ぶことについては原案通り可決決定致します。

議 長～日程第3、議案第16号、宜野湾構職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。一応書記をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

村 長～今度財政課の方に徴税吏員2人、水道課に2人、建設課に7人を増員したいと思つて提案してありますので宜しく御審議を願います。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

19番～本案は村が市となる出発の機構にも関連致しますが、都計進行するためにも総務委員会に付託して検討させるべきだと思しますので委員会付託の動議を提出致します。

(賛成と呼ぶ)

議 長～只今19番議員より委員会付託の動議が提出され所定の賛成者がありましたので動議が成立しております。お諮り致します。動議の通り委員会に付託することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので本案は動議の通り総務委員会に付託することに決定致します。

議 長～日程第4、議案第17号宜野湾村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。一応書記長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

村 長～運転手を採用すると云うことになつておりますが、どうしても55\$以内で採用は出来ませんので特に重機の場合は前の議案にも話しがありました様に特殊の技術でなかなかその人を得る事が出来ませんので一応その枠を70\$に広げたいと思つて提案してあります。又臨時を雇う場合臨時に特別の技のある人をやとう場合、1\$30セント以内ではやとえないと云う状態であります。もち論1般労務では出来ると思いますが、特殊な人を雇ふ場合はそれが出来ないときがありますので、3\$以内に枠を広げてやりたいと思つています。

議 長～本案は説明で段階で継続審議に付したいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定致します。

議 長～日程第5議案第18号、宜野湾村と以場使用料徴収条例設定についてを議題と致します。一応書記長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

村 長～提案理由に示された通りであります。その内容については課長をして説明させます。

財政課長～今度とちく場が改築になりまして、設備も充分になりましたので今までは手数料徴収条例となつていましたが、当然手数料徴収条例もありますし、そういう別の手数条例を適用してよいかと云うことで提案してあります。もち論地方課としてもと場があるのにどうして場だけの使用料徴収条例がないかと開かれた事もあるので、提案してあります。使用料の額については、隣市町村の状態も良く見て向こうの額も検討して定めてありますので宜しく願ひします。

議 長～本案も説明の段階において、継続審議にしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定致します。

議 長～日程第5、議案第19号宜野湾村手数料料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題と致します。一応書記長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

村 長～本案は第18号とも関連するので提案してあります。

議 長～本案も説明の段階で継続審議にしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定致します。

議 長～日程第7, 議案第22号, 宜野湾村上水道給水条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。一応書記長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

村 長～提案の理由に示された通りであります。なるべく各款でい大きく入れられる様に料金を安くしたいので提案してあります。

議 長～本案も説明の段階において継続審議に付したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定致します。

議 長～日程第8, 議案第23号, 宜野湾村基本財産金積立金条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。一応書記長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

村 長～提案の理由に示された通りであります。細い事については質疑にお答えしたいと思っておりますので宜しくお願い致します。

議 長～本案は説明の段階で継続審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定致します。

議 長～日程第9, 議案第24号, 基本財産金積立金の1般会計への繰入れについてを議題と致します。一応書記長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

村長～本案も提案理由に示した通りであります。金額を申し上げますと、琉海の株が700株で700\$となつております。

議長～本案は説明の段階で継続審議にしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、左様決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後3時00)

議長～再開致します。(午後3時35分)

議長～8番議員の出席を報告致します。

議長～日程第10、陳情第2号、那覇市上水道受水に関連する措置方について、
日程第11、陳情第3号、村教育委員会への補助金交付方陳情について、
日程第12、陳情第4号、村婦人会への補助金交付方陳情について、
日程第13、陳情第5号、村体育協会への補助金交付方について、
日程第14、陳情第6号、村青年会への補助金交付方陳情について、
陳情第8号、真栄風簡易水道の補償方陳情について、
日程第15、陳情第7号、新城開放地道路及び側こう工事早期実施方について、以上7件を一括上提致します。
一応書記長をして朗読せしめます。

議長～暫休憩致します。(午後3時50分)

議長～再開致します。(午後3時55分)

議長～6件の陳情案件の処理の方法についてお諮り致します。

議長～暫休憩致します。(午後3時57分)

議長～報告再開致します。(午後4時00)

議長～お諮り致します。只今定該4時であります。時間延長することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定致します。

議長～各議案、陳情案件を委員会に付託いたします。
議案第17号、宜野湾村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第18号、宜野湾村とちく場使用料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第19号、宜野湾村手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第22号、宜野湾村上水道給水条例の一部を改正する条例について、議案第23号、宜野湾村基本財産金積立条例の一部を改正する条例について、以上の案件を経務委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定致します。

議長～次は陳情第2号、那覇市上水道受水に関連する措置方について、陳情第7号、新城開放地並道路及び側こう工事早期実施方陳情について、陳情第8号、真栄原簡易水道の補償方陳情について、以上3件を経工委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定致します。

議長～次は陳情第3号、村教育委員会への補助金交付方陳情について、陳情第4号、村婦人会への補助金交付方陳情について、陳情第5号、村体育協会への補助金交付方陳情について、陳情第6号、村青年会への補助金交付方陳情について、以上4件を財政委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので左様決定致します。尚各委員会とも6月27日までに答議を終る様に願います。

議長～暫休憩致します。(午後4時10分)

議長～再開致します。(午後4時17分)

本日の日程は全部終了致しましたので、これを以つて本日の会議は終ることに致します。尚明日は午前10時より再開することに致します

議長～***散 会*** (午後4時20分)